5．国際エネルギースタープログラムへの参加

対象製品の製造事業者又は販売事業者（以下「事業者」という。）であって、経済産業大臣が別に定める対象製品に関する基準を満たす自社ブランドの製品を少なくとも１以上有する事業者は、この要綱に定める登録を受けることにより、国際エネルギースタープログラムに参加することができる。

6．国際エネルギースタープログラム参加事業者の遵守事項

⑴　国際エネルギースタープログラムに参加している事業者（以下「参加事業者」という）は、本制度の目的の達成を図るため、本制度の信頼を保たなければならない。

⑵　参加事業者は、消費者に対し、経済産業大臣が別に定める規定に従い、情報を提供しなければならない。

⑶　参加事業者は、対象製品の開発、販売、サービスに係るすべての従業員に対して、本制度に関する情報を提供しなければならない。

7．事業者登録の申請

５．の登録を受けようとする事業者は、様式第１による「事業者登録申請書」及び経済産業大臣が別に定める対象製品に関する基準を満たす１以上の製品に関して、経済産業大臣が別に定める「製品届出書」を経済産業大臣に提出するものとする。

8．事業者登録の実施

経済産業大臣は、７．の規定による事業者登録の申請があった場合においては、10．の規定により、登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、様式第１の申請事項並びに登録年月日及び登録番号を国際エネルギースタープログラム参加登録簿に登録するものとする。

9．事業者登録の通知

経済産業大臣は、８．の規定による登録をした場合においては、経済産業大臣が登録の申請を受理した日から20日以内に、様式第２による「国際エネルギースタープログラム事業者登録通知書」を当該登録申請者に送付するものとする。

10．事業者登録の拒否

⑴　経済産業大臣は、７．の規定による事業者登録の申請があった場合において、「事業者登録申請書」の記載事項について虚偽の記載があるとき、重要な事項の記載が欠けているとき、又は製品が経済産業大臣が別に定める対象製品に関する基準に該当しないと認めるときは、その登録を拒否することができる。

⑵　経済産業大臣は、７．の規定による事業者登録の申請が別表に掲げる国際エネルギースターロゴの表示にあたり、国際エネルギースターロゴ表示の趣旨を著しく侵害すると認められるときは、当該登録申請者の登録を拒否することができる。

⑶　経済産業大臣は、⑴の規定による登録の拒否をした場合においては、速やかに、申請者に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は理由を付してその旨を当該申請をした事業者に通知するものとする。

11．変更の届出

参加事業者は、７．の規定により提出をした「事業者登録申請書」の記載事項について変更が生じた場合には、速やかに、変更があった事項について、様式第３による届出書に記載し、経済産業大臣に提出しなければならない。

12．国際エネルギースターロゴ

参加事業者は、経済産業大臣が別に定める対象製品に関する基準に適合する製品について、「製品届出書」を経済産業大臣に提出することにより、当該製品に限り、経済産業大臣が別に定める規程に基づき、別表に掲げる国際エネルギースターロゴを使用することができる。

13．登録の取消し

経済産業大臣は、参加事業者が経済産業大臣が別に定める対象製品に関する基準を満たしていない製品に国際エネルギースターロゴを表示していると認めるとき、又は６．の事項を遵守していないと認めるときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

14．登録の抹消

経済産業大臣は、13．の規定によりその登録を取り消した場合においては、当該事業者の登録を抹消するものとする。

15．調査・報告

⑴　経済産業大臣は、別表に掲げる国際エネルギースターロゴを表示している製品について、参加事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

⑵　経済産業大臣は、国際エネルギースタープログラムの実施に関し、必要に応じ、参加事業者に対し、別表に掲げる国際エネルギースターロゴの使用状況及び製造販売状況について報告を求めることができる。

附　則

１．この規程は、平成26年１月31日から施行する。

様式第１（Ａ４縦）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

国際エネルギースタープログラム事業者登録申請書

上記の件について、国際エネルギースタープログラム制度要綱７．の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

下記の申請者は、国際エネルギースタープログラムの目的に同意し、国際エネルギースタープログラム制度要綱の規定を遵守します。

１．対象製品類名　①コンピュータ
②ディスプレイ
③プリンター
④ファクシミリ
⑤複写機
⑥スキャナ
⑦複合機
⑧デジタル印刷機
⑨コンピュータサーバ
（いずれかに○をつけて下さい（複数可）。）